

調達価格等算定委員会（第68回）
議事要旨

○日時

令和3年9月21日（火）10時00分～11時45分

○場所

オンライン会議

○出席委員

高村ゆかり委員長、秋元圭吾委員、安藤至大委員、大石美奈子委員、松村敏弘委員

○オブザーバー

農林水産省、国土交通省、環境省、消費者庁

○事務局

茂木省エネルギー・新エネルギー部長、山口省エネルギー・新エネルギー部政策課長、
能村新エネルギー課長、石井風力政策室長、廣瀬新エネルギー課長補佐

○議題

- （1）委員長互選
- （2）再エネ海域利用法に基づく公募占用指針について

○議事要旨

- （1）委員長互選
 - ・ 互選により、高村委員を委員長に選出した。
 - ・ 高村委員長が委員長代理として秋元委員を指名した。
- （2）再エネ海域利用法に基づく公募占用指針について

<再エネ海域利用法に基づく公募占用指針に関する事務局資料について>

委員

- ・ 事務局案に賛成。
- ・ IRRは将来的には引き下げていく方向で検討すべきだが、今回はIRRを10%に維持することに賛成。
- ・ 内外価格差について、コロナ禍により足下では陸上風力で少し価格が上昇している

が、今後の洋上風力への影響を見るため、詳しい要因や今後の見通しなどでわかる範囲で教えていただきたい。要因を押さえることで、その課題の克服により内外価格差が下げられる可能性があるため、検証を行っていただきたい。

- 各算定式に代入する自然条件について、平均風速 7.55m/s とされているが、平均だけを見ることは適切か確認したい。
- 撤去時にも 1.9 倍の内外価格差が続いていると見なしてよいか確認したい。導入時期のサポートは理解できるが、ある程度の時間が経ったところでは、サポートがいなくなるような状況が望ましい。撤去時とはどのくらい先を考えているのか、その時点でも価格差があることを想定しているのか確認したい。
- IRR の 10% という数字の根拠について確認したい。
- 上限価格を公表するということに賛成。今回含め、競争性がある程度期待できる限りにおいては公表とするという方向で今後も考えていくのがよい。
- IRR について、今後 FIP への移行が原則の中で FIT を維持するという優遇がとられているにも関わらず、10% を維持することは妥当ではなく、直ちに 1～2% 引き下げること重要な選択肢。ただし、あくまで上限価格であって調達価格でないことから、上限価格よりも十分競争的なところで落札されると予想されるのであれば、IRR10% を維持することによる弊害が相対的に小さいという判断の下で、このまま維持するということもあり得る。
- 次回以降、より詳細に入札結果等のコスト情報を得て議論していく必要がある。また、資本費の中には国際価格に収斂するコストと、工事費のように地域によって特性が出てくるものがあるため、次回以降、内外価格差のより詳細な検討が必要。

事務局

- 足下の価格上昇要因については、コロナにより海外の技術者などが入ってこられない、もしくは資機材の調達などが一時的に高くなっていることによる。運転維持費については、国内外を含めて計算式が変更された要因もある。今回のコロナ禍についても一時的な影響との見方もあるため、一時的な上昇を過大に評価することなく、引き続き、内外価格差を押し下げていく方向で見ていくことが重要。今後の状況をしっかりとフォローしていきたい。
- 風速値については、風況に関する確率分布に基づいた計算により全体的な平均値として 7.55m/s を算出し、採用している。
- 撤去費について、FIT 調達期間が 20 年であるなどリードタイムを勘案して考えている。撤去費の見積もりにあたっては、国際的な認証機関などの考え方を参考に、資本費に含まれる工事費の 70% を想定するのが妥当ではないかということ。この際、リードタイムを念頭に置いて工事費、撤去費を見積もるということになる。まず、現時点で見積もれる工事費として、NEDO における算定式に自然条件を代入した

上で、内外価格差を反映している。その上で、撤去費はこの70%ということで、算出している。

- IRRについて、足下の調達価格36円/kWhのIRRは10%であり、これは2015年の委員会で御議論いただいたもので、供給量勘案上乗せ措置として1～2%分を利潤に上乗せしたもの。この1～2%については、御指摘のとおり直ちに下げるという考え方もあるが、第1ラウンドの結果が明らかになっていないところ、現時点では維持することもあり得ると考えている。今後のIRRについては、第1ラウンドの結果等を踏まえながら、検討していきたい。

委員長

- 今回、公募の対象とする秋田県八峰町、能代沖の対象発電設備区分については、着床式の洋上風力発電設備とすることでまとまった。
- 供給価格上限額については公表とし、具体的な上限額の水準については、NEDO着床式洋上風力発電コスト調査の算定式から算出される費用をベースとし、内外価格差などの要素を考慮して決定するという方法でまとまった。
- その他、発電設備の出力の量の基準、公募参加者の資格の基準、その他公募に関する事項については、事務局案のとおりまとまった。

＜「再エネ海域利用法に基づく公募占用指針に関する意見（案）」及び「再エネ海域利用法に基づく公募占用指針に関する供給価格上限額についての委員長案」について＞

委員長

- 本意見及び委員長案について、委員から特段の指摘は無く、原案のとおり、本委員会として決定することとした。

（お問合せ先）

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031

FAX：03-3501-1365